

令和4年11月30日
区民部区民課
区民部豊洲特別出張所

転出入ワンストップサービスの導入について

1 経 緯

令和3年5月19日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、マイナンバーカード利便性向上を目的とし、マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を転入先区市町村に事前通知する制度が規定された。

2 概 要

マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入先区市町村はあらかじめ通知された転出証明書情報により事前準備を行うことが可能となる。これにより転出・転入（転居）手続きの簡素化及び迅速化を図る。

3 効 果

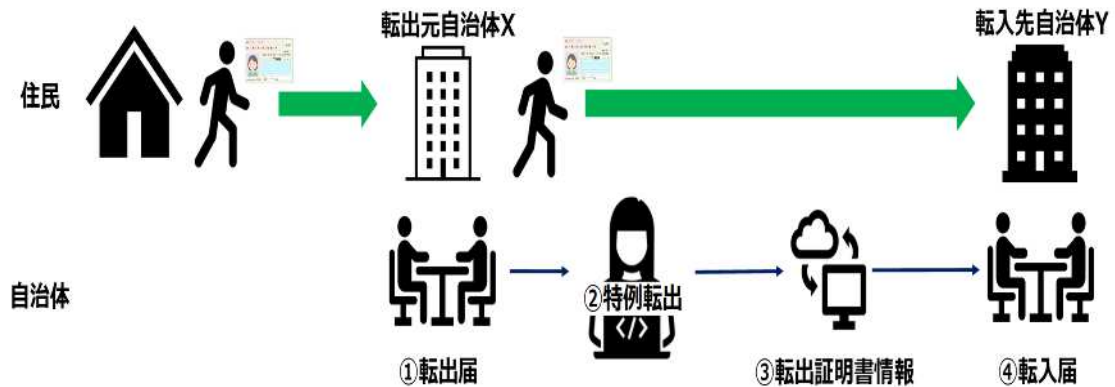
- (1) 転出のオンライン手続きが可能になるため来庁不要となる
- (2) 予約情報が転入先区市町村に事前に通知されることにより、転入受付時に必要な書類の事前準備が可能になる
- (3) 予約情報に基づく優先受付が可能となり、転入手続きにおける待ち時間の短縮につながる

4 サービス開始予定日

令和5年2月6日（月）より開始予定

■導入前

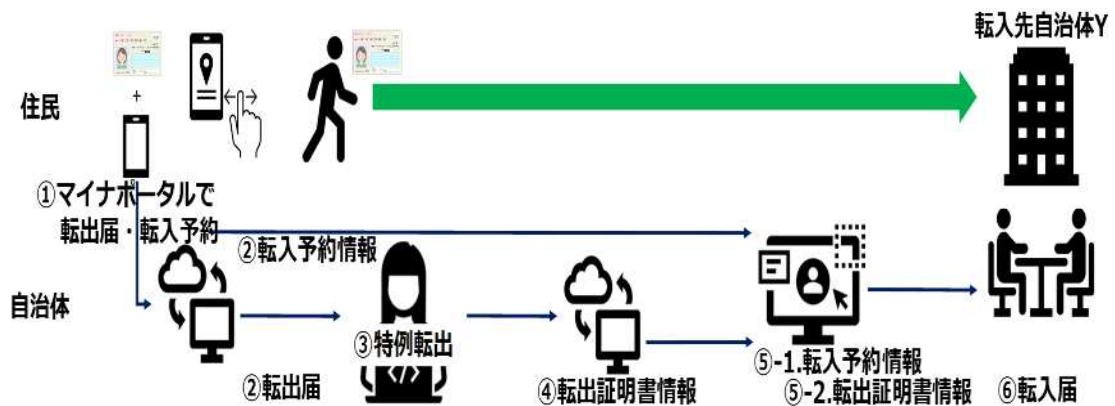
～従来の転出入届の流れ～



マイナンバーカードにより、転出証明書の「交付及び転入先への提出」は省略できるが、転出元自治体への紙による届出が必要

■導入後

～転出入ワンストップサービスの流れ～



マイナポータルからオンライン上で転出届出が可能となるため、転出元自治体への来庁は不要。また、転出情報は全国サーバーを経由し、リアルタイムで転入先自治体へ連携されるため、事前準備が可能となる。